

世羅町セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱

平成16年10月1日教育委員会訓令第8号

世羅町セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱

(目的)

第1条 この訓令は、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関して、必要な事項を定め、職員が職務に専念できる良好な勤務環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) この訓令において「職場等」とは、職員がその勤務を遂行する場所をいい、公務のための旅行先、その他職員が通常勤務をする場所以外の場所、職務上の人間関係がそのまま持続する宴席、その他実質的に職場の延長線上にあるものを含むものとする。
- (2) この訓令において「セクシュアル・ハラスメント」とは、職場等において行われる他の職員を不快にさせる性的な言動又はその言動に対する職員の対応により当該職員がその勤務条件につき不利益を受け、若しくはその言動により当該職員の就業環境が害されることをいう。また、職員による幼児、児童及び生徒に対する性的な言動に起因して、当該幼児、児童及び生徒が一定の不利益な取扱いを受け、又は当該幼児、児童及び生徒の学習環境が害されることをいう。
- (3) この訓令において「職員」とは、世羅町教育委員会事務局、町立学校及び学校以外の教育機関に勤務する者のうち、世羅町教育委員会及び広島県教育委員会が任用する一般職（臨時的任用職員を含む。）及び特別職のすべての職員をいう。
- (4) この訓令において「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく発言や行動及び性別により役割を分担すべきとする意識等に基づく発言や行動をいう。

(職員の基本的な心構え)

第3条 職員は、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントが、個人としての尊厳を不当に傷つけ就業環境を害することにより、就業意欲の低下や人間関係の悪化を招くということを自覚し、職員一人一人がお互いの人格を尊重し、お互いが大切なパートナーであるという意識のもとに業務を遂行するよう努めるものとする。また、教育の場におけるセクシュアル・ハラスメントとして、幼児、児童及び生徒への対応にも十分注意しなければならない。特に、幼児、児童及び生徒は、セクシュアル・ハラスメントに対し、明確な意思表示が困難な場合があることを、十分に認識しておく必要がある。

(管理・監督者の責務)

第4条 管理・監督者は、職員が職務能率を十分に発揮できるよう勤務環境を確保するため、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

2 管理・監督者は、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、職員の指導等必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(相談・苦情窓口の設置)

第5条 各職場において、職員の相談又は苦情に対応できる体制を整えることとする。

2 教育委員会事務局窓口(以下「事務局窓口」という。)においては、職員等の相談又は苦情に対応する担当者を置く。

3 事務局窓口においては、セクシュアル・ハラスメントによる直接の被害者だけでなく、他の職員により相談又は苦情が寄せられた場合においても、これに対応する。

4 事務局窓口においては、セクシュアル・ハラスメントが生じている場合だけでなく、セクシュアル・ハラスメントを未然に防止する観点から、その発生のおそれがある場合、又はセクシュアル・ハラスメントに該当するか否か微妙な事案についても、必要があると認められる場合は、対応する。

(相談又は苦情の処理)

第 6 条 事務局窓口で相談又は苦情があった場合は、必要に応じて、担当者が事実関係の調査及び確認を行うとともに、その内容を教育長に報告する。

2 教育長は、前項の規定による報告を受けたときは、相談又は苦情の申出に係る問題の解決を図る。

(プライバシーの保護等)

第 7 条 セクシュアル・ハラスメントに関する相談又は苦情の処理を担当する職員は、関係者のプライバシーの保護又は秘密の保持を徹底し、関係者が不利益な取扱いを受けないように留意しなければならない。

(対応措置)

第 8 条 事実関係の調査及び確認の結果、セクシュアル・ハラスメントの事実が確認された場合は、事案の内容や程度に応じ、懲戒処分（免職、停職、減給又は戒告）を含む人事管理上の措置や職場研修の実施を勧告する等の措置を講ずる。

(その他)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱（平成11年甲山町教育委員会告示第5号）又はセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱（平成11年世羅町教育委員会要綱第1号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。